

令和7年広審第22号

裁 決
引船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年10月10日21時34分

広島県大崎上島北東岸

2 船舶の要目

船種 船名 引船A

総トン数 99トン

全 長 28.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を設け、同室前部中央に操舵スタンド、左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた鋼製引船で、a受審人ほか3人が乗り組み、回航の目的で、船首2.9メートル船尾3.1メートルの喫水をもって、令和6年10月10日09時00分阪神港大阪第3区を発し、播磨灘、備讃瀬戸及び備後灘を西行して三原瀬戸を経由する予定で宮崎県細島港に向かった。

a受審人は、船橋当直を一等航海士及び自身による約6時間交替の2直制とし、出港操船を終えて阪神港大阪第3区西方で船橋当直を引き継いで降橋した。

a受審人は、17時30分備後灘東部の岡山県六島東方約2海里沖合で昇橋し、一等航海士と交替して船橋当直に就き、ノースアップ表示の3海里レンジとしたレーダー及び7海里四方を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させて三原瀬戸を西行し、21時15分^{めぼる}鮎崎港鮎崎防波堤灯台（以下「鮎崎防波堤灯台」という。）から061.5度（真方位、以下同じ。）2.9海里の地点で、針路を233度に定めて自動操舵とし、11.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、操舵スタンド後方の肘掛けと背もたれが付いた椅子に腰を掛けた姿勢で単独の船橋当直に就き、鮎崎防波堤灯台南東方約700メートル沖合を南下する予定でいたところ、21時21分鮎崎防波堤灯台から067度1.8海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、程なく予定転針地点に至るので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止

措置を十分にとらずに大崎上島北東方沖合を続航した。

a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、予定転針地点を通過して大崎上島北東岸に向首進行し、21時34分鮎崎防波堤灯台から202度1,500メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に擦過傷を、プロペラ翼に曲損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、大崎上島北東方沖合において、細島港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島北東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大崎上島北東方沖合において、単独の船橋当直に就き細島港に向けて航行中、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく予定転針地点に至るので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、予定転針地点を通過して大崎上島北東岸に向首進行して同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月21日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 高 橋 寿 則

審判官 山 岸 雅 仁

審判官 井 手 則 義